

介護給付費等のインターネット請求受付について

＜介護給付費等のインターネット請求の受付を開始します＞

平成26年11月から介護給付費等の請求方法にインターネット回線が追加になります。

サービス事業所等から国保連合会に対する介護給付費等の請求方法については、現在、伝送（ISDN 回線）、電子媒体（FD、CD-R）及び紙媒体となっています。

このうち、伝送については、これまでISDN 回線によるものとなっていました。

今日のインターネットを中心とした通信環境の状況やISDN 回線の将来の動向に鑑みて、

平成26年11月以降、インターネット回線による請求が可能となります。

インターネットで請求するにあたり、SSL 暗号化通信等により強固なセキュリティ対策を施すこととしています。

詳細については、[厚生労働省作成の広報資料](#)をご参照ください。

＜インターネット請求開始後はISDN 回線が不要となります＞

これまでISDN 回線（時間と距離に応じた従量課金制）で請求を行っていたサービス事業所等においては、インターネット回線（定額制）に移行することにより、請求に必要なとなる運営費用が大幅に軽減されることとなります。

インターネット請求を開始するために、電子証明書発行手数料（有効期間3年）が必要となりますのでご注意ください。

● 介護保険証明書：13,200 円

● 介護・障害共通証明書：13,900 円

（法人等の場合、電子証明書1につき100事業所まで登録・請求（代理人請求）ができます）

＜当面の間はISDN 回線による請求も引き続き可能です＞

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等に関する省令が改正され、インターネットによる伝送を明確化するとともに、伝送又は電子媒体による請求が原則となります。

ただし、平成30年3月末までの間はISDN回線による請求も引き続き可能です。

＜インターネット請求への変更届は平成26年8月から受付を開始します＞

平成26年8月から「介護給付費の請求に関する変更届」を受け付けます。

※請求媒体変更のみ使用可能であり、口座の変更はできません。

口座の変更が必要な場合は国保連合会までお問い合わせください。

＜その他留意事項＞

平成26年10月から12月は「介護電子請求ヘルプデスク」が混雑することが見込まれます。

混雑を避けるためには、平成27年1月以降にISDN からインターネットに移行することをお勧めします。

（※平成26年11月以降、インターネット回線による請求が可能となりますが、この時期に変更しなければならぬわけではありません。）

介護電子請求ヘルプデスク（平成26年8月1日～）

介護電子請求ヘルプデスクが平成26年8月1日に開設されますので、インターネット請求開始の手続きなどについてご相談ください

(1)開設日

平成26年8月1日(金)

(2)受付時間

請求期間(毎月1日～10日)

平日…10:00～19:00、土…10:00～17:00(日・祝日を除く。)

請求期間以外(毎月11日～月末)

平日…10:00～17:00(土・日・祝日を除く。)

(3)連絡先

TEL 03-3985-3277、050-3388-7065

FAX 03-3985-6643

E-MAIL mail-kaigo@e-seikyuu-help.jp

電子請求受付システムのアドレス <http://www.e-seikyuu.jp/>

上記アドレスより、インターネット請求を開始するまでの準備作業を記載した資料を入手できます。

■手順（平成26年8月中旬頃から入手可能）

- (1) 上記アドレス（電子請求受付システム総合窓口）画面にて「介護保険の請求はこちら」をクリックします。
- (2) ログイン前の「お知らせ一覧」画面が表示されますので、移行手順書の取得に関するお知らせを確認し、移行手順書を入手してください。